

## 会議の内容

1	会 議 名	平成 21 年度 第 2 回 習志野市都市計画審議会
2	開 催 日 時	平成 21 年 10 月 9 日 (金) 午後 3 時 30 分 ~ 午後 4 時 45 分
3	開 催 場 所	習志野市役所 本庁舎 5 階 AB 会議室
4	議 題 及 び 会 議 の 概 要	<p>◎議題 習志野都市計画生産緑地地区の変更について（付議）</p> <p>今回の生産緑地地区の変更内容は次のとおりです。</p> <p>1 つ目は、JR 津田沼駅南口特定土地区画整理事業において仮換地の指定が行われたことによる区域及び面積の変更。 当初 13 地区、約 2.18 h a から変更後は 9 地区、約 1.53 h a (集約化と減歩による地区数の減と面積の減)</p> <p>2 つ目は、生産緑地法第 14 条に基づき、買取り申出から起算して 3 ヶ月が経過し、行為制限の解除がなされた 5 地区、約 0.44 h a の生産緑地の変更（廃止）。</p> <p>このことにより、生産緑地地区は、変更前の 116 地区、約 19.56 h a から変更後は 107 地区、約 18.47 h a となります。</p> <p>また、委員から、「廃止となっている生産緑地に建物が建っている状況の中、後追いという形で廃止手続きを行うのは矛盾がある。」との意見があり、事務局より「行為制限を解除した後、廃止するには、県との協議や、原案の縦覧等の法的な手続き上、順序的にはどうしても廃止手続きが、遅れてしまう。」との説明がありました。 採決の結果、賛成多数により可決されました。</p> <p>この変更については、10 月 23 日付、習志野市告示第 277 号で告示されました。</p>
5	問い合わせ先	<p>所管課名：都市整備部都市計画課 電話番号：047(451)1151 内線 276</p>